

# 国土技術政策総合研究所 研究活動における不正行為への対応に関する規程

平成30年4月16日 国総研達第24号

## 第1章 総則

### (目的・適用)

第1条 この規程は、「研究活動における不正行為への対応指針（平成19年8月30日制定、平成27年6月2日改正：国土交通省決定）」（以下「国土交通省指針」という。）に基づき、国土技術政策総合研究所（以下「国総研」という。）における研究活動の不正行為の未然防止のための取組及び不正行為に対する対応について必要な事項を定めることにより、国総研の研究倫理の保持及び向上に資することを目的とする。なお、本規程に定めがない事項については、国土交通省指針によるものとする。

### (定義)

第2条 この規程において、次の各号に掲げる用語の定義は、当該各号に定めるところによる。

- 一 研究活動 国総研の研究者が行う研究並びに第八号の委託研究及び第十号の共同研究に関する研究をいう。
- 二 研究者 国総研に所属して研究活動に携わる職員、部外研究員及び外国人研究者（第9条から第22条にあっては、過去に国総研に所属して研究活動に携わっていた者を含む。）をいう。
- 三 論文等 論文その他の研究活動で得られた成果をいう。
- 四 研究資料 論文等の内容を客観的に検証することが可能な文書、数値データ、画像等をいう。
- 五 不正行為 故意又は研究を行う場合にわきまえるべき基本的な注意義務を著しく怠ったことによる論文等の中に示されたデータや研究結果等の捏造、改ざん及び盗用をいう。
  - イ 捏造 存在しないデータや研究結果等を作成することをいう。
  - ロ 改ざん 研究資料や研究方法等を変更する操作を行い、データや研究結果等を真正でないものに加工することをいう。
  - ハ 盗用 他の研究者のアイデア、分析・解析方法、データ、研究結果、論文又は用語を当該研究者の了解又は適切な表示なく流用することをいう。
- 六 資金配分機関 国総研の研究者が行う研究活動の場合は、国総研に競争的資金を配分する機関をいう。また、第八号の委託研究に係る場合は、国総研をいう。
- 七 調査機関 告発事案の調査を行う機関をいい、原則として被告発者の所属機関が調査機関となる。ただし、被告発者の現在の所属機関と当該告発事案に係る研究活動を実施した機関とが異なる場合は、双方協議の上、双方が調査機関となる。また、第八号の委託研究の実施者が所属する機関は、当該委託研究に関する不正行為の告発を受け付けた場合には、調査機関となる。
- 八 委託研究 国土技術政策総合研究所委託研究取扱要領（平成23年4月1日制定、平成30

年3月30日改正：国総研企第171号、国総研企調第85号)に基づき、委託契約を締結して実施する研究をいう。

- 九 応募制限者 「国土交通省が所管する競争的資金による研究において、研究資金の応募申請制限措置が下されている者」及び「他省庁の所管する研究予算において、研究資金の応募申請制限措置が下され、国土交通本省又は国総研に措置の決定が通知された者」をいう。
- 十 共同研究 国土技術政策総合研究所共同研究実施規程（平成14年3月28日国官技第378号、国総技第124号）に基づき、共同研究協定を締結して実施する研究をいう。

(研究者の行動規範、組織としての取組)

- 第3条 研究者は、研修や日々の研究活動を通じて継続的に研究倫理を学び、これに基づいて公正に研究を遂行し、不正行為を行ってはならない。
- 2 所長は、研究倫理教育の実施や研究資料の保存など研究活動における不正行為の未然防止に関する取組を推進する。また、不正行為に関する告発があった場合に迅速かつ的確に対応できるよう備え、研究不正行為と判定された場合には、再発防止のため徹底した検証と実効性ある対策を行う。

## 第2章 不正行為の未然防止

(研究倫理教育責任者、研究倫理教育担当者)

- 第4条 企画部、管理調整部、研究部及び研究センターにおける研究倫理教育の実施について責任を有する者として研究倫理教育責任者を置き、企画部、管理調整部及び研究部においては部長、研究センターにおいてはセンター長がこれに当たるものとする。
- 2 室において研究倫理教育を実施する担当者として研究倫理教育担当者を置き、室長がこれに当たるものとする。

(研究倫理教育の実施)

- 第5条 所長は、国総研における研究倫理教育の実施内容を定める。
- 2 研究倫理教育責任者は、担当する部又は研究センターにおける研究者の研究倫理教育の履修状況を確認するとともに、必要に応じて研究倫理教育担当者に研究者が研究倫理教育を履修するよう指示する。
- 3 研究倫理教育担当者は、研究者に研究倫理教育を履修させる。
- 4 研究者は、研究倫理教育を履修しなければならない。

(研究資料の保存)

- 第6条 研究者は、論文等を公表する場合は、以下の場合を除き、当該論文等に関する研究資料を

公表後5年間保存しなければならない。

一 研究資料が公表されている場合

二 研究資料が行政文書に該当する場合

2 研究倫理教育担当者は、前項の取組が確実に実施されるように研究者を指導する。

3 研究者は、第1項に基づき研究資料を保存している場合、当該研究資料の保存期間内に国総研を転出又は退職したときは、引き続き、当該保存期間まで保存しなければならない。ただし、必要に応じ、研究資料を所属する室長又は部・センター長に提出し、当該研究資料の保存を委任することができる。

4 室長又は部・センター長は、前項により研究資料の提出を受けた場合は、第1項で定められた保存期間まで保存しなければならない。

5 研究者は、転出又は退職している場合であっても、所長から研究資料の提出や開示の要請があれば、誠実に協力しなければならない。

### 第3章 国総研の研究活動に係る不正行為に関する告発とその対応

(告発の届出窓口)

第7条 所長は、研究活動に係る不正行為に関する告発（国総研職員による告発のみならず、外部の者によるものを含む。）を届け出る先の窓口（以下「届出窓口」という。）を設置するものとする。

2 届出窓口は、総務課長又は管理課長とする。

3 届出窓口に対する告発の方法は、書面、電話、FAX、電子メール、面談などにより行うものとし、告発の内容は、告発書（別紙様式1）の項目について確認する。

4 届出窓口は、告発があったときは、速やかに所長に報告しなければならない。

(告発の受け付け)

第8条 所長は、告発のうち、以下の各号を満たすものを受け付けることとする。

一 原則として顕名（名を顕かにすること）による告発であること

二 不正行為を行ったとする研究者・研究グループ、対象となる論文等及び不正行為の態様等、事案の内容が明示されていること

三 不正とする合理的理由が示されていること

2 次の各号に掲げる事項に該当する場合は、前項の顕名による告発に準じた取扱いをすることができる。

一 報道や学会等により不正行為の疑いが指摘された場合

二 不正行為の疑いがインターネット上に掲載されている場合

3 所長は、告発を受け付けた場合は、当該事案に係る資金配分機関等に報告する。

(研究不正対応責任者)

第9条 所長は、告発を受け付けた場合は、不正行為の告発に対応するための責任者として、研究不正対応責任者を置き、副所長及び研究総務官のうち1名を指名する。

(予備調査の実施)

第10条 所長は、告発を受け付けた場合は、当該告発事案について本調査を行うべきものか判断するために、研究不正予備調査委員会（以下「予備調査委員会」という。）を設置し、予備調査を行わせるものとする。

- 2 予備調査委員会の委員長は、研究不正対応責任者をもってあてる。
- 3 予備調査委員会の委員は、研究不正対応責任者が指名する者とする。
- 4 予備調査委員会の事務局は、企画課又は企画調整課とする。

(本調査実施の決定等)

第11条 予備調査委員会は、告発を受け付けた日から30日以内に、予備調査結果を所長に報告する。

- 2 所長は、前項の報告を受けた場合は、速やかに本調査を行うか否かを決定する。
- 3 所長は、本調査を行うことを決定した場合は、告発者、被告発者に対して本調査を行う旨を通知し、本調査への協力を求める。
- 4 所長は、本調査を行わないことを決定した場合は、その理由を付して告発者に通知する。この場合においては、予備調査に係る資料等を保存し、当該事案に係る資金配分機関又は告発者の求めがあったとき、調査を行わない理由を説明できる資料を開示するものとする。
- 5 所長は、本調査を行うことを決定したときは、当該事案に係る資金配分機関等に本調査を行う旨を通知するものとする。
- 6 所長は、本調査を行うことを決定したときは、当該研究活動に係る研究費の支出を一時的に停止することができる。

(研究不正調査委員会の設置)

第12条 所長は、本調査を行うことを決定した場合は、研究不正調査委員会（以下「調査委員会」という。）を設置する。

- 2 調査委員会の委員長及び委員は、告発者及び被告発者と直接の利害関係を有しない者とする。
- 3 調査委員会の委員長は、外部有識者とし、所長が指名する。
- 4 調査委員会の委員は、当該研究分野の研究者を含む外部有識者及び研究不正対応責任者とし、所長が指名する。
- 5 調査委員会の事務局は、企画課又は企画調整課とする。

(研究不正調査委員会構成員の通知)

第13条 所長は、調査委員会を設置したときは、委員の氏名及び所属を告発者及び被告発者に通知する。また、前項の通知を受けた日から起算して7日以内に、異議申立書（別紙様式2）により、調査委員会の委員の構成に関する異議申立てが可能であることを併せて通知する。

- 2 所長は、前項により異議申立てがあった場合は、その内容を審査し、その内容が妥当であると判断したときは、当該異議申立てに係る委員を交代させるとともに、その旨を告発者及び被告発者に通知する。

(本調査の実施)

第14条 調査委員会は、本調査の実施の決定があった日から起算して30日以内に、本調査を開始するものとする。

(認定事項)

第15条 調査委員会は、特段の事情がない限り、本調査の開始日から起算して150日以内に調査結果をまとめ、以下の事項を認定する。

- 一 不正行為が行われたか否か
- 二 不正行為と認定された場合はその内容
- 三 不正行為に関与した者とその関与の内容
- 四 不正行為に関与したとまでは認定されないものの、不正行為が認定された論文等の内容について責任を負う者

- 2 調査委員会は、認定が終了したときは、直ちに、所長に報告しなければならない。

(調査結果の通知及び報告)

第16条 所長は、調査結果（認定結果を含む。以下同じ。）を速やかに告発者及び被告発者（被告発者以外で不正行為に関与したと認定された者を含む。以下同じ。）に通知するものとする。この場合において、被告発者が国総研以外の機関に所属しているときは、その所属機関にも通知する。

- 2 所長は、前項の通知に加えて、調査結果を当該事案に係る資金配分機関等に報告するものとする。
- 3 所長は、資金配分機関が求める場合は、調査の終了前であっても調査の中間報告を当該資金配分機関に提出するものとする。

(不服申立て)

第17条 不正行為と認定された被告発者及び被告発者以外で不正行為に関与したと認定された者は、調査結果の通知を受けた日から起算して14日以内に、所長に対し不服申立書（別紙様式3）により不服申立てを行うことができる。ただし、同一理由による不服申立てを繰り返すことはできない。

- 2 所長は、不服申立てがあった場合は、調査委員会に不服申立ての審査を行わせるものとする。
- 3 調査委員会は、当該事案の再調査を行うまでもなく、不服申立てを却下すべきものと決定した場合には、直ちに所長に報告を行い、報告を受けた所長は、不服申立人に理由を付して通知するものとする。なお、当該不服申立てが当該事案の引き延ばしや認定に伴う措置の先送りを主な目的とすると調査委員会が判断したときは、以後の不服申立てを受け付けないことができる。
- 4 調査委員会は、不服申立てに対して再調査を行う決定をした場合には、直ちに、所長に報告し、

所長は、不服申立人に対し、その決定を通知するものとする。

- 5 所長は、調査委員会が不服申立ての却下又は再調査開始の決定をした場合は、告発者及び当該事案に係る資金配分機関等に対して通知する。

#### (再調査)

第18条 調査委員会は、前条に規定する不服申立てを受けて、再調査を実施する決定をした場合には、不服申立人に対し、先の調査結果を覆すに足る資料の提出を求め、当該事案の速やかな解決に向けて、再調査に協力することを求めるものとする。

- 2 調査委員会は、再調査を開始した場合は、その開始した日から起算して50日以内に、先の調査結果を覆すか否かを決定し、その結果を直ちに所長に報告するものとする。

- 3 所長は、調査委員会の報告に基づき、再調査の結果を告発者及び不服申立人に速やかに通知するとともに、当該事案に係る資金配分機関等に報告するものとする。

#### (調査結果の公表)

第19条 所長は、不正行為が行われたと認定された場合には、速やかに調査結果を公表するものとする。

- 2 前項の公表における内容は、以下のとおりとする。

- 一 不正行為に関与した者の氏名及び所属並びに不正行為の内容
- 二 国総研が公表までに行った措置の内容
- 三 調査委員会の委員の氏名及び所属並びに調査の方法及び手順等
- 四 その他必要な事項

#### (研究資金の使用停止)

第20条 所長は、不正行為が行われたと認定された場合には、不正行為に係る研究に資金を配分した資金配分機関と協議の上、不正行為に関与したと認定された者及び不正行為が認定された論文等の内容について責任を負う者として認定された者（以下、「被認定者」という。）に対して、直ちに当該研究資金の使用停止を命ずるものとする。

#### (論文等の取下げ等の措置)

第21条 所長は、不正行為が行われたと認定された場合には、被認定者に対して、不正行為と認定された論文等の取下げ、訂正その他の必要な措置を講じさせるものとする。

#### (一次的措置の解除)

第22条 所長は、不正行為が行われていなかったと認定された場合には、第11条第6項の規定により研究費の支出を一時停止していたときには、その措置を速やかに解除する。

## 第4章 委託研究における不正行為への対応

### (委託研究における不正行為の未然防止)

第23条 国総研が委託研究の公募を行う場合は、応募制限者でないことを応募条件とすること及び調査機関の調査により研究上の不正行為が明らかになった際に講ずる措置について、公募要領によりあらかじめ周知する。また、不正行為が明らかになった場合は、他府省を含む他の研究公募等への応募が制限される可能性がある旨、あらかじめ周知する。

- 2 国総研以外の機関が公募を行い、その結果を踏まえて国総研が委託研究の契約を行う場合は、応募制限者でないことを応募条件とすること及び調査機関の調査により研究上の不正行為が明らかになった際に講ずる措置について、公募要領等によりあらかじめ周知するよう努める。また、不正行為が明らかになった場合は、他府省を含む他の研究公募等への応募が制限される可能性がある旨、あらかじめ周知するよう努める。

### (委託研究への応募制限者の確認)

第24条 国総研は、委託研究の契約を締結する際には、委託研究の研究代表者及び研究担当者が応募制限者でないことを確認する。

### (委託研究に係る不正行為の告発に関する届出窓口、受け付け)

第25条 委託研究に係る研究活動の不正行為に関する告発の届出窓口は第7条、告発の受け付けは第8条を準用する。

- 2 所長は、告発を受け付けた場合、告発者の了解を得て、被告発者が所属する機関に当該告発書を回送する。

### (委託研究に係る不正行為の告発があった場合の報告)

第26条 委託研究の実施者の所属機関は、委託研究に関する不正行為の告発を受け付けた場合には、委託研究の担当研究室を経由して、所長に速やかに報告するものとする。

### (委託研究に係る不正行為の告発に関する対応)

第27条 調査機関は、当該調査機関の規程に基づき、研究不正に関する調査を行う。

- 2 調査機関は、調査の実施を決定した場合及び調査結果がまとまった場合は、速やかに所長に報告するものとする。
- 3 所長は、調査機関が調査を実施している途中である場合でも、調査の中間報告を求めることができる。

### (委託研究に係る調査中における一次的措置、不正行為の認定に係る緊急措置)

第28条 所長は、調査機関から中間報告を受けた場合は、被告発者及び被告発者が所属する機関に対し、調査機関から調査結果の通知を受けるまでの間、当該委託研究の研究費の使用停止を指導することができる。また、公募し採択された委託研究について、委託研究契約の締結を保留にす

ることができる。

- 2 所長は、調査機関より不正行為が行われたとする認定の通知を受けた場合は、当該委託研究の研究費の使用停止を命ずるものとする。
- 3 所長は、調査機関より不正行為は行われなかったとする認定の通知を受けた場合は、第1項の規定により委託研究契約の締結を保留していたときには、その措置を速やかに解除する。

(委託研究における不正行為と認定された者に対する措置)

第29条 所長は、調査機関から不正行為が行われたとする認定の通知を受けた場合は、当該不正行為に関する被認定者への以下の措置の実施等を検討するため、委託研究不正対応検討委員会を設置する。

- 一 研究資金の配分停止
- 二 研究資金申請の不採択
- 三 不正行為に係る研究資金の返還等
- 四 研究資金の申請制限

- 2 委託研究不正対応検討委員会は、不正行為と認定された研究分野の知見を持ち、当該研究に関して直接の利害関係を有しない有識者を委員に加える。また、被認定者が所属する研究機関に所属する者は委員としない。
- 3 委託研究不正対応検討委員会の事務局は、企画課又は企画調整課とする。
- 4 委託研究不正対応検討委員会は、所長の求めに応じて、国土交通省指針を踏まえ被認定者に対して取るべき措置を検討し、検討結果を所長に報告する。
- 5 所長は、委託研究不正措置検討委員会の報告に基づき被認定者に対する措置を決定し、措置の対象者及び所属する研究機関に当該措置の内容を通知したうえ、当該措置を実施する。
- 6 所長は、国費による研究資金を所管する各府省に対し、当該措置の内容について情報提供する。

(措置の公表)

第30条 所長は、措置を決定し通知した場合は、速やかに措置内容を公表する。

(研究機関に対する措置)

第31条 所長は、調査機関より不正行為が行われたとする認定の通知を受けた場合は、被認定者が研究活動を行った研究機関に対し、書面にて国土交通省指針に基づく体制整備状況について報告を求めるとともに、体制整備の状況に問題がある場合は改善計画の作成・実施を求める。

## 第5章 共同研究における不正行為への対応

(共同研究における不正行為の告発に関する対応)

第32条 共同研究に関する研究活動において、国総研が担当する部分について不正行為の告発があった場合の対応は、第8条から第22条を準用する。



(共同研究者間の報告)

第33条 共同研究に関する研究活動において、不正行為の告発を受け付けた場合は、告発内容及び不正行為に関する調査結果を、速やかに共同研究者間で相互に報告するものとする。

## 第6章 留意事項

(秘密の保持)

第34条 告発の届出窓口、予備調査、予備調査委員会、本調査、調査委員会及び委託研究不正対応検討委員会に参与した者は、不正行為の疑いの調査等に関して得られた秘密を漏洩してはならない。

(告発者及び被告発者等への配慮)

第35条 所長は、悪意に基づく告発であることが判明しない限り、単に告発したことを理由に、告発者が不利益な取扱いを受けることがないように、配慮しなければならない。

2 所長は、告発者の了承がなければ、告発者名を公表しない。

3 所長は、単に告発を受け付けたことを理由に、被告発者に対し不利益な取扱いをしてはならない。

4 所長は、調査に協力した者が、調査に協力したことを理由に不利益な取扱いを受けることがないように、配慮しなければならない。

## 附 則

この規程は、平成30年4月16日から施行する。

(別紙様式1)

平成〇〇年〇〇月〇〇日

## 告 発 書

国土技術政策総合研究所長 殿

所 属  
連絡先  
氏 名 印

国土技術政策総合研究所の研究者によって実施された研究について、不正行為がおこなわれた可能性がありますので、下記のとおり不正行為について告発します。

### 記

1. 被告発者の所属、氏名  
所属  
氏名

2. 不正行為の具体的な内容とその根拠  
(捏造 (ねつぞう)・改ざん・盗用の別)

(対象となる論文等)

(別紙様式2)

平成〇〇年〇〇月〇〇日

## 異議申立書

国土技術政策総合研究所長 殿

所 属  
連絡先  
氏 名 印

国土技術政策総合研究所 研究活動における不正行為への対応に関する規程（平成30年4月〇〇日  
国総研企第〇〇号）第13条第1項の規定に基づき、平成〇年〇月〇日付で通知された調査委員会の委員のうち、下記の者についての指名について異議を申し立てます。

### 記

1. 委員（長）名

2. 理由

(別紙様式3)

平成〇〇年〇〇月〇〇日

## 不服申立書

国土技術政策総合研究所長 殿

所 属  
連絡先  
氏 名 印

国土技術政策総合研究所 研究活動における不正行為への対応に関する規程（平成30年4月〇〇日国総研企第〇〇号）第17条第1項の規定に基づき、平成〇年〇月〇日付で開示された調査結果について、下記のとおり不服を申し立てます。

### 記

1. 不服申立に係る箇所

2. 理由